

秩父広域市町村圏組合建設工事金入り設計書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、秩父広域市町村圏組合情報公開条例（平成28年条例第5号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、入札に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金入り設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる範囲)

第2条 情報提供する金入り設計書は、入札に付され、秩父広域市町村圏組合が発注する建設工事（予定価格が130万円を超えるものに限る。）に係る金入り設計書であって、単価適用年月から1ヵ月を経過し、かつ、契約済みとなったものとする。ただし、条例第7条に規定する非公開情報が含まれないものとする。

(情報提供の方法)

第3条 金入り設計書の情報提供は、当該金入り設計書の電磁的記録を複製した光ディスクを交付する方法により行うものとする。

(情報提供の期間)

第4条 情報提供の期間は、当該工事における契約が締結された日の属する年度及び翌年度までとする。ただし、繰越事業、継続事業及び債務負担行為事業等で当該事業期間が1年以上の場合は、事業終了日の属する年度の翌年度までとする。

(申込手続)

第5条 金入り設計書の情報提供を受けようとする者は、秩父広域市町村圏組合建設工事金入り設計書の電磁的記録提供申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を当該金入り設計書に係る建設工事を所管する課等（以下「担当課等」という。）に提出しなければならない。

2 申込書は、担当課等ごとに作成し、当該担当課等ごとに光ディスク（未開封（新品）に限る。）を1枚添付しなければならない。

3 第1項に規定する申込みは、次に掲げる方法により当該担当課等の窓口で受け付けるものとする。

(1) 窓口への持参

(2) 郵送（ファクス及びオンラインによる対応は不可）

4 前項第2号の規定による申込みの場合は、第1項及び第2項に掲げるもののほか、返送に必要な切手を貼付し、返送先の郵便番号、住所及びあて名を記載した返送用封筒を同封するものとする。

なお、同項第1号の規定による申込みで、郵送による受取りを希望する場合も同様とするものとする。

5 担当課は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに当該申込みに係る金入り設計書の電磁的記録を光ディスクに複製し、申込者に交付するものとする。

(費用)

第6条 この告示の規定による金入り設計書の情報提供に係る費用は、無料とする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

別紙様式(第5条関係)

秩父広域市町村圏組合建設工事金入り設計書の電磁的記録提供申込書

年 月 日

秩父広域市町村圏組合管理者 様

申込者 住所

氏名

電話番号

秩父広域市町村圏組合建設工事金入り設計書の情報提供に関する要綱第5条第1項の規定により、次の入札に係る金入り設計書の電磁的記録の提供を申し込みます。

入札日	工事名	備考

備考

- 1 申込書は担当課等ごとに作成し、申込書1枚につきCD-R（新品に限る。）1枚を添付してください。添付しない場合は、電磁的記録の提供は受けられません。
- 2 提供するものは当初金入設計書とし、数量計算書、設計図等は対象にはなりません。
- 3 郵送による申込書の受付の場合は、返送に必要な切手と貼付し、返送先の郵便番号、住所及びあて名を記載した返送用封筒を同封してください。
- 4 添付していただくCD-Rに、コンピュータウイルスが混入しているなどして組合が損害を受けた場合、組合から申込者に対して損害賠償を請求することがあります。

受付	受領
	(印、捺) 年 月 日